

傷害補償制度について

(1) 補償対象者について

- ① ブロック大会及び本大会に出場する選手及び監督
 - ② ブロック大会及び本大会に同行するスタッフ（コーチ・トレーナー）
 - ①については強制加入。②については任意で加入できる。
- ※県予選会は対象外

(2) 補償対象期間

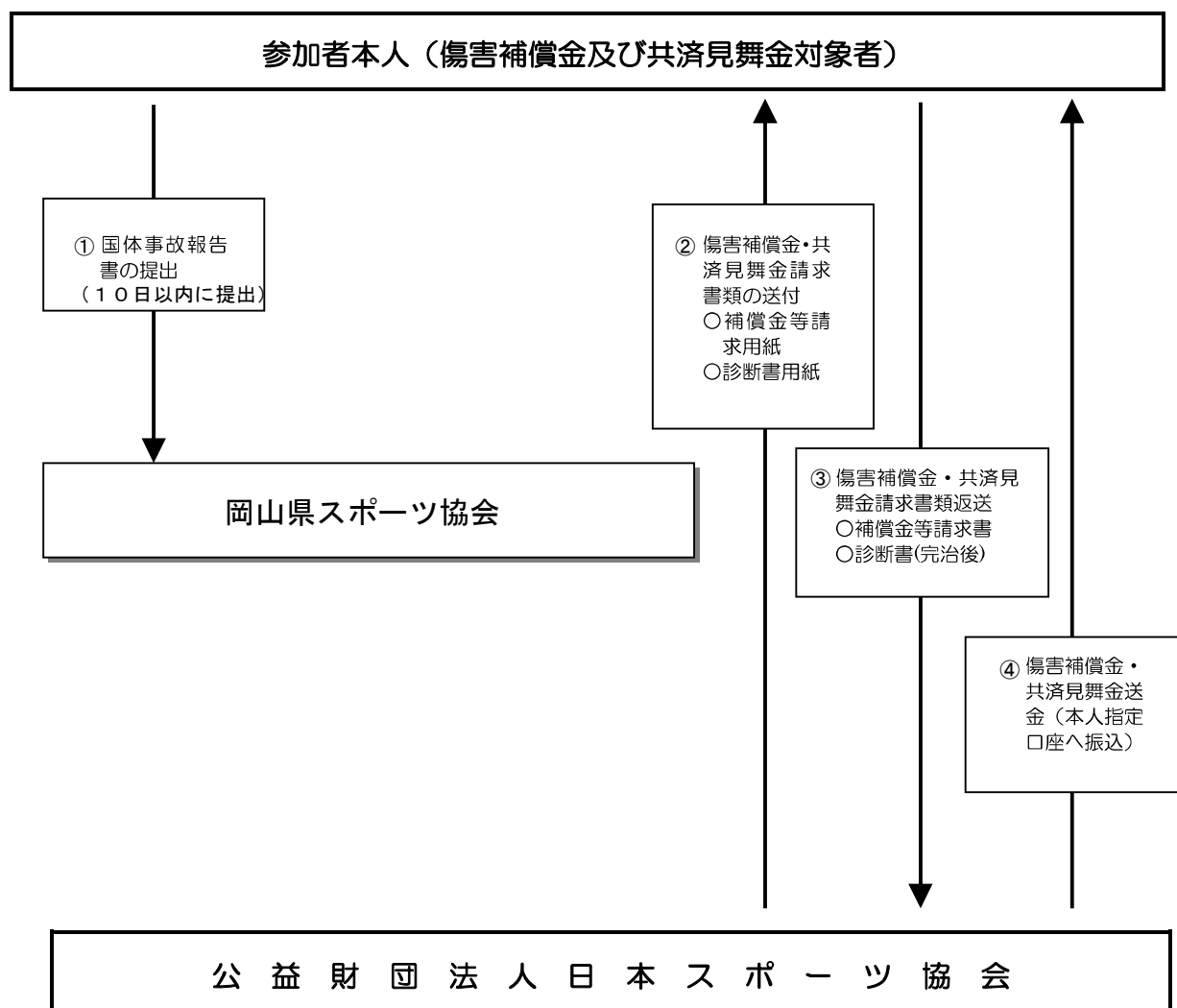
- ① 大会参加中
「国民体育大会ブロック大会」及び「国民体育会（本大会）」に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。ただし、各大会開会式、公式練習または各競技開始日のいずれか早い日の2日前から大会終了日の翌日までの間に限る。
- ② その他
各都道府県体育・スポーツ協会または各都道府県競技団体が主催または共催する、結団式または解団式に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。
※「ブロック大会・本大会に向けての強化練習または強化合宿」は含まない。

(3) 傷害補償金・共催見舞金給付の流れ

- ① 対象者の事故発生日より10日以内に「国体事故報告書」を岡山県スポーツ協会事務局へWordデータと原本を提出。
(原本は押印をして提出。)
※ 様式は岡山県スポーツ協会ホームページの「様式一覧」→「中国ブロック大会 関係書類」→「傷害補償 国体事故報告書」からダウンロードすること。
※ 大会期間中などで10日以内に提出できない場合は必ず岡山県スポーツ協会に連絡すること。
- ② 日本スポーツ協会から対象者へ提出書類の送付。
- ③ 対象者が提出書類を日本スポーツ協会へ提出。
- ④ 対象者指定口座へ振込。

Wordデータ提出先
岡山県スポーツ協会 中山
koujirou_nakayama@okayama-taikyo.or.jp

傷害補償金・共済見舞金 給付の流れ



(注) 診断書に関する注意事項

1. 診断書は完治してから提出することを基本とする。
2. 診断書については、通院のみの治療で通院延期間が41日以内の場合、医師の診断書は不要であり、診療状況申告書に自筆で記入可。(ただし、診察券のコピーを添付のこと)
3. 最初の病院(あるいは医院)で1~2日の応急手当を受けた後で他の病院へ移る場合、最初の病院での診断書は診察券または領収証をもってかえることができる。

(注) 傷害補償金・共済見舞金請求書類の提出期限に関する注意事項

事故の日からその日を含めて180日が支払いの限度となる為、180日を超えても請求がない場合は、請求を放棄したものとする。

※業務委託先
MSK 保険センター